2 広報活動の充実・強化

(1) 東弁の広報活動

東弁の広報活動は多岐にわたり、東弁会員、一般市民に向けた広報はもちろんだが、他弁護士会、公共機関、報道機関等対象は様々である。広報活動は目的も広く、東弁会員に向けて重要情報や東弁の活動を周知する対内的目的と、一般市民に向けて社会に対する意見表明や東弁の公益的活動等を発信することにより東弁の存在意義を伝える対外的目的とを備えている。

東弁の広報を担当している部門は、事務局には広報課、委員会として広報委員会があるが、 ほかの委員会でも独自に広報を行っている委員会が多くある。また東弁の広報を担当する嘱託 弁護士も3名在籍している。この嘱託弁護士3名は広報室を組織し、広報担当副会長、広報課 及び広報委員会と協力して東弁の広報実務を担っている。

(2) 広報活動を評価する視点

広報で難しいのは、費用対効果、あるいは広報に要する広報課職員や嘱託弁護士の労力に対してどのような効果があったのかを計る手段、方法、数値化が難しいことである。そのため従前から行われていた広報活動をそのまま継続している、あるいは業務量を増加させるケースが多く、その広報活動が対象としている受け手に認識されているか、あるいは十分な情報提供ができているか等を検証しているケースは少ないと思われる。東弁の広報活動の検証をする効果的な方法を提案することは難しいが、広報には多額の費用がかかり、職員に負担をかけるのであるから、そのような視点が必要である。

(3) 広報委員会

広報委員会は複数の部会に分かれて、会報誌「LIBRA」の発行(内容決定、編集作業:LIBRA編集会議)や市民に対する広報活動(市民交流部会)、東弁ウェブサイト、東弁 SNS やアプリに関する活動(ウェブサイト部会、SNSPT、べんとら PT)等を行っている。また 2024(令和 6)年は東弁公式キャラクター「べんとらー」が誕生したが、この選考と運用を担当するキャラクターアが前年より発足している。

ア LIBRA 編集会議

まず重要なのは「LIBRA」の発行である。LIBRA は東弁の会報誌として歴史があり、東弁の顔と言える存在となっている。裁判官も読んでいる方が多く、マスコミ等の各方面にも影響力がある。他弁護士会の会報誌と比較しても内容が充実していると思われる。

現在は広報委員会の委員と嘱託弁護士がLIBRA編集会議で特集のテーマ、執筆者等を決定しているが、1冊を完成させるためには多くの時間がかかり、LIBRA編集会議メンバーの委員、嘱託弁護士、広報課職員の労力が必要となっている。ページ数の増加により担当者の負担も比例して重くなるため、ページ数の削減による調整が図られている。現状は、委員、嘱託弁護士、広報課職員の活動に頼っているが、原稿の締切り期限のチェック、原稿やゲラの校正作業等の事務負担が大きいので新たなメンバーを確保することが重要である。また内容も各委員会が継続して掲載している記事は、マンネリ化を防ぐための新たな視点を意識した工夫が必要となっている。

上記担当者のこのような負担を軽減するため、年末年始の休みと夏休みを考慮して 2019 (令和元) 年度から年 2 回は合併号を発行することにした。その結果、LIBRA はこれまでの年 12 回発行から年 10 回発行になった。ちなみに二弁の会報誌は年 10 回発行であり、さらに少ない発行回数の弁護士会もある。

次に LIBRA の電子化に伴い、2019 (令和元) 年 11 月から紙の LIBRA の送付停止を希望できるようになった。懲戒情報の関係で紙の LIBRA の発行自体は継続しているが、希望者は送付停止を選択できるようになっている。印刷が不要なので紙の LIBRA と比較して作成期間を短縮できること、またコスト軽減効果も大きいことから、LIBRA は東弁ウェブサイトを原則とする方向にシフトしていくべきとの意見もある。他方で、より多くの会員に読んで貰うという見地からは、依然として印刷物の方が良いとの意見も強く、会員の IT 化や書籍のデジタル化の動向もみながら検討していくべきと考える。

イ 市民交流部会

次に市民に対する広報活動がある。これは毎年一般市民 30 人を募り、1 年間をかけて弁護士、東弁の活動を理解してもらう活動である。裁判所、検察庁、刑務所等の見学が人気のようだが、弁護士との懇談もあり、弁護士の活動がよく分かったという好意的な評価が多い。毎年恒例の活動で予定より多くの応募者があるが、平日昼間の活動という制約があるため、参加希望者は高齢者や主婦が多く偏りがあり、また 30 人という限られた人数を対象に費用を東弁が負担してこのような広報活動をする意義については検証が必要と思われる。

ウ ウェブサイト部会

ウェブサイト部会は東弁ウェブサイトに関して活動している。実際にウェブサイトを動かしているのは広報課と嘱託弁護士だが、東弁ウェブサイトをよりよくするために内容や様式等について意見を述べたり、改訂を検討したりしている。

エ SNSPT

近年の SNS 広報の重要性から、東弁においても SNS による情報発信はウェブサイトと並ぶほど重視されている。詳細は後述する。

オ べんとら PT

「べんとら」は、"弁護士虎の巻"から命名された東弁制作の無料アプリであり、弁護士業務に役立つ機能や情報をまとめている。べんとら PT は広報課と協力して「べんとら」の運用全般を担当している。「べんとら」は若手会員の利用者が多く、研修日程等のタイムリーな情報提供ツールとして今後も有効活用すべきだが、運用には相当額が必要であり、その費用の一部を賄うため広告の募集等収入確保も検討する必要がある。他会からも好評であるという声を受け、まずはより多くの方々に利用してもらおうと、「べんとら」の CM 動画を作成し、東弁の YouTube アカウントで公開している。なお、2023(令和 5)年 5 月には、2 万ダウンロードを達成しており、非常に評価されているアプリであるといえる。

カ キャラクターPT

東弁公式キャラクターを制作するために、2023(令和5)年発足した PT で、選考方法の検討か

ら最終的に公式キャラクター「べんとらー」が誕生するまでの一連の課題検討から決定までを、嘱託弁護士、広報課と協力して担った組織である。キャラクター決定後も「べんとらー」の設定や運用の検討等を継続して担当している。現在は「べんとらー」のグッズ作成を順次進めているところである。

(4) 広報室

ア 概要

広報室は嘱託弁護士3名、担当理事者、広報課で組織され、東弁の広報実務を担っている。これまでは広報委員会の委員経験者が多かったが、嘱託弁護士の採用は広く公募しており、東弁会員で広報活動に興味があれば誰でも応募できるため、近年では委員経験者ではない嘱託弁護士も増えている。会員の機会均等の見地からはやむを得ない面があるが、広報委員会に関する予備知識がないことから、広報委員会との連携を円滑に行う見地から課題が残る。広報室の位置づけは、執行部の方針に従って広報活動を行う立場であり、広報委員会とは違う立場になる。嘱託弁護士は広報委員会にも出席するが、執行部の方針をもとに意見を述べることもある。ただし、対立関係にあるのではなく、両者協力して東弁の広報活動を活性化させようと共闘しているものである。

月2回、広報室会議を開催し、情報の共有を図ると共に広報活動の方向性を決定している。 東弁広報の要というべき広報室であるため充実・強化することが望ましいが、東弁は財政改革を進めているところであり、嘱託弁護士の増員はできない。また前述のとおり広報室と広報委員会の関係は、役割分担が難しいというのが現状である。広報委員会は各種議題について議論しているが、それを実行するのが委員なのか広報室(嘱託)なのか不明確な場合もあり、一部の委員の負担が大きい様子も見受けられるため、引き続き整理が必要である。

イ 業務内容

広報室の実務でとくに重要なのは LIBRA の発行、東弁ウェブサイトの運営、SNS での東弁情報の発信であり、それぞれ 1 人ずつ担当嘱託弁護士が置かれている。

LIBRA の発行は広報委員会(LIBRA 編集会議)との共同作業だが、発行までの事務手続の多くは嘱託弁護士と広報課職員が行っている。

東弁ウェブサイトの運営は、日常の更新は広報担当副会長の決裁を経て広報課が行っている。スペースが限られているので、どこにどのような内容を掲載するかが常に問題になるが、東弁として多くの方に知ってもらいたい情報を最も目立つところに表示するようにしている。

そして 2019 (令和元) 年度からとくに力を入れているのが SNS での発信である。嘱託弁護士がほぼ毎日タイムリーに東弁情報をアップしている。例えば東弁会長が意見表明した場合、紙の意見書を対象官庁、マスコミ等に送付し、東弁ウェブサイトにアップするが、それに加えて SNS でも発信している。SNS は対象者に直接かつ迅速に届くので今後も活用すべきである。東弁の公式アカウントとして発信する以上、内容について理事者の決裁が必要であり表現がやや硬くなること、また決裁に時間がかかるために発信が遅れることは、やむを得ない

とはいえ、課題でもあった。しかし、2021(令和3)年には、SNS による発信を強化していくことを目的とした SNSPT が新設され、実際に運用を担当している担当嘱託弁護士も参加し、SNS の投稿内容を検討していることで、以前より迅速な対応も可能になった。また、「べんとらー」を使用した投稿により、親しみある内容や文調も可能になり、幅広い発信ができるようになっている。

市民から東弁に対する興味関心を高めるために、毎年多様な投稿を試みており、2023(令和5)年から開始した弁護士会館ブックセンターランキング、LIBRA 読者モニターからの感想掲載を継続しているのに加え、2024(令和6)年は連続テレビ小説ドラマ「虎に翼」に関連した「べんとらーの法律小話」という法律解説の投稿も行っているところ、大変好評で反応が大きくなっている。

とくに X (旧 Twitter) は、フォロワー数が東弁 SNS の中で最多であり、日々増加しているため、重要な広報ツールであることは間違いないが、投稿文案の最終調整や投稿作業を担当している嘱託弁護士にはタイムリーな投稿が求められるため、日々常に投稿依頼を確認していなければいけないという点で嘱託弁護士の負担となっており、投稿権限者の拡大等の方法を検討すべきであると考える。なお、2023 (令和 5)年は、若手会員や法曹志望者への情報発信に繋げる目的から、新たに Instagram のアカウントの開設を行った。

SNS においては今後も動画の需要は高いままであると考え、最近ではインタビュー動画を撮影編集し、SNS で発信している。今後より動画による広報は増加する見込みであるが、業務量が増えているため、効果の検証も必要と考える。

(5) 委員会の広報

東弁の各委員会が、出張法律相談等の各種イベントやシンポジウムを開催するときは、委員会独自にその広報を行っていることが多い。東弁ウェブサイト掲載、チラシ、SNS 投稿、新聞広告が多いが、グッズを作成することもある。これらは委員会が独自に行っていることが多く、委員会の予算でそれらの広報費用が認められている。

上記チラシの作成は意外にコストを要する。以前は広報課職員でデザイン関係の素養がある 方が作成していた時期もあるが、現在はそのような職員がいないので外注または嘱託弁護士が 作成している。これらのイベントの参加者数を各委員会は集計していると思うが、参加者に対 し、どの広告媒体で当該イベントを知ったか等のアンケートを分析し、その後の広告方法の参 考とすべきである。チラシや新聞広告は費用の割に集客力が弱い、あるいは費用対効果が悪い のではないか、という印象を受ける。

各委員会の広報担当者を集め、意見交換をする場として、広報実務者会議が2021(令和3)年度から復活開催されている。今後も継続して行われる予定である。広報実務者会議に参加する会員用に広報実務者 ML も設置し、各委員会の広報担当者から直接広報室に対し、広報の要請ができる仕組みも整えた。各委員会が成功事例、失敗事例を経験していると思うので、それらをノウハウとして共有し、今後の東弁の広報活動に生かせる方法を検討すべきである。

(6) メールマガジン

東弁メールマガジンは、東弁からの情報提供やお願いを会員にダイレクトに伝える手段として活用されている。会員のメルマガ登録数は、まだ 100%に達していないが、会員のメールアドレス取得が 2019 (令和元) 年度から開始されたので、今後は全会員に向けた広報活動の有力なツールになると思われた。しかし、メルマガ開封状況は思わしくなく、よりメルマガの存在及び重要性を周知していかなければならないと思われる。東弁ウェブサイトは会員側からアクセスしなければならないが、メールマガジンは会員が受動的に受信して目にすることになるので、「そんな情報は知らなかった」という会員の不満を減少させることが出来ると思われる。またメールに記載する URL にアクセスしてもらえば、より詳しい情報が得られるので、会員の利便性も向上すると思われる。

(7) マスコミとの関係

東弁では年2回程度、新聞社、通信社の記者を招いて懇談会を設けていた。記者が興味を持ってくれそうなテーマを設定し、東弁会員でそのテーマに詳しい会員に講義をしてもらい、その後記者の質問に答えるという形式である。その後に懇親会も設けている。2時間程度の質疑だが、記者が関心を示すテーマの設定は難しく、またせっかく出席の連絡があっても事件が発生すれば欠席せざるをえないという記者との接点を確保し維持することは難しい。なお、今年度もすでにセミナーを1回開催している。東弁の活動をマスコミが取り上げてもらえると反響が大きいことは度々感じているため、マスコミと良好な関係を築くことは大切だが、具体的にどのような方法が双方にとって有益であるのか、マスコミのニーズの把握も含め、今後も検討が必要である。

(8) 東弁広報の課題

以上のように東弁の広報と一口に言っても間口が広く、充実・強化の秘策があるわけではない。必要以上のコストをかけず、効果的な広報を心がけることを継続しながら、東弁ウェブサイト、SNS を活用したタイムリーな情報提供を進めることにより、東弁の広報が充実・強化されると思われる。また広報の大切さを、各委員会等、各会員にも認識してもらい、会全体で盛り上げていくことも重要であると考える。

以上